

老振発第0208001号  
平成19年2月8日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



## 有料老人ホームに対する指導の徹底について

本日付けで、公正取引委員会より、有料老人ホームの表示に関し、別添資料のとおり、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）（以下「景品表示法」という。）第4条第1項第1号、同項第2号又は同項第3号の規定に違反するとして、関係事業者に対し同法第6条第1項の規定に基づく排除命令が行われたところです。

有料老人ホームの設置運営については、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付老発第0718003号老健局長通知）により、その指導上の留意点を示しているところです。このような中、有料老人ホームが公正取引委員会から度々排除命令や警告を受けることは遺憾であり、貴管内の有料老人ホームについて、下記の事項にご留意の上、改めて指導の徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

- 1 有料老人ホームは長年にわたり利用される生活の場であり、有料老人ホームが提供するサービスの内容又は同老人ホームの施設の内容について、入居者が、あらかじめ十分に理解した上で入居されるべきものである。  
このため、入居者に誤解を与えないよう、高齢者に分かりやすい、実態に即した正確な表示が特に強く求められるものである。特に排除命令のあった内容については、有料老人ホームの社会的信頼の確保及び質の向上のためにも、それぞれの有料老人ホームにおいて改めて検証され、適切な措置が講じられる必要があること。
- 2 1の指導を行うに当たっては、有料老人ホームの表示の適正化の観点及び介護保険法令遵守の観点から、景品表示法担当部局及び介護保険担当部局と十分な連携を図った上で行うことが適当であること。  
また、景品表示法第4条第1項第3号の規定に基づく「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年公取委告示第3号）の内容について改めて周知徹底するとともに、指導の徹底を図ること。
- 3 今般の排除命令を踏まえ、貴管内の有料老人ホームを対象とした具体的な取組みを行うことが重要であること。  
（具体的な取組みの例）
  - （1）研修会の開催
  - （2）重要事項説明書、パンフレット等の記載内容の点検
  - （3）重要事項説明書、パンフレット等の公開

# 高齢者の住まいと地域包括ケアの連携推進検討チーム

## 1. 主旨

超高齢社会を迎える中で、医療・介護・福祉のサービス需要の増大に対応するとともに、生活の場としての住まいを確保することが重要課題となっている。

要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続けることができるよう、バリアフリーなどのハード面のみならず、生活支援、介護、医療サービスなどのソフト面の体制が確保された高齢者の住まいを地域のニーズにあわせて計画的に整備していくことが重要である。

このため、地域における医療・介護・福祉の一体的提供(地域包括ケア)と連携し、質の確保された高齢者の住まいの充実を図ることを目的として、厚生労働大臣・国土交通大臣の指示のもと、両省が共同で施策を検討する「高齢者の住まいと地域包括ケアの連携推進検討チーム(高齢者住宅ケア検討チーム)」を設置する。

## 2. 検討事項

住宅分野や介護・医療分野の関係者に対するヒアリングや意見交換を実施しつつ、次のような事項の検討を進める。

- ア. 高齢者の住まいと地域包括ケアの連携に係る課題の整理
- イ. 高齢者の住まいのハード・ソフト両面の質の確保のための行政の関与に係る課題の整理
- ウ. 公的賃貸住宅団地における地域福祉拠点整備の推進

## 3. 検討体制

厚生労働省老健局審議官、国土交通省住宅局審議官をリーダーとする両省合同の検討チームを設置する。

## 4. スケジュール

H21.11 第1回会合                      H21.12 地方公共団体、有識者へのヒアリングを実施

H22.1 平成22年度予算の連携について検討

さらにチームにおいて検討を進め、本年6月末を目途に課題、施策案の整理を行い、両省共同による立法措置も含めて施策の具体化を図ることとしたい。

報道関係者 各位

平成22年 1月13日  
老健局高齢者支援課  
(担当・内線)  
課長補佐 廣瀬 泉 (3981)  
主 査 小林 盛正(3981)  
(電話代表) 03(5253)1111  
(ダイヤルイン) 03(3595)2888  
(F A X) 03(3595)3670

## 未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する 指導状況等におけるフォローアップ調査の結果について

平成21年9月30日付け事務連絡(「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導状況等のフォローアップ調査の実施について」)に基づき、10月31日時点の有料老人ホームに該当しうる施設であって、老人福祉法に基づく届出が行われていないものの指導状況等について、都道府県から報告があった件数等は以下のとおりです。

### 1. 未届の有料老人ホームに該当しうる施設の届出に係る指導状況について

	件数	割合
平成21年4月30日時点の未届の有料老人ホームに該当しうる施設数	<u>446件</u>	
平成21年5月1日以降に把握した未届の有料老人ホームに該当しうる施設数	163件	
有料老人ホーム非該当等	44件	
有料老人ホームに該当しうる施設数	565件	100.0%
平成21年10月31日まで届出済	176件	31.2%
平成21年10月31日まで未届	<u>389件</u>	68.8%

- 1 「有料老人ホームに該当しうる施設」には、現在実態把握中のものを含む。
- 2 「非該当等」と判断されたものは、その後の実態把握の結果、食事等のサービスを提供していなかったものや、入居者がなく運営の実態そのものがなかったもの、など。

## 2. 有料老人ホームに該当しうる施設の入居者処遇等に係る指導状況について

	件数	入居者の処遇等に係る指導
有料老人ホームに該当しうる施設数	565件	213件
平成21年10月31日まで届出済	176件	91件
平成21年10月31日まで未届	389件	122件

### (参考) 入居者の処遇等に関する指導の主な事例数

件数は指導した都道府県数

一部屋に複数人が生活しているため、個室化などによりプライバシーが確保されるよう指導(8)

居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導(10)

夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導(4)

廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたすため、改善を指導(8)

行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するよう指導(7)

入居一時金の保全措置を講じるよう指導(5) 等

## 3. 今後の対応について

今回の調査結果によると、一定程度届出が進んだものの、更なる取組を徹底する必要があり、関係部局や市区町村と連携して、未届の有料老人ホームの届出促進及び指導の徹底を図るとともに、併せて平成21年4月から新たにスプリンクラーの設置が義務づけられた施設等に対し、スプリンクラーの設置に要する助成制度の積極的な活用の周知を図り、一層の防火安全体制を確保する旨の通知を、都道府県に対し発出し要請することとしています。

また、未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する届出や指導等の状況については、本年10月末時点における第2回フォローアップを行う予定です。